

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年11月8日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	北区
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.kita.tokyo.jp/mynumber/tech/link.html">http://www.city.kita.tokyo.jp/mynumber/tech/link.html</a>

執行機関名 北区長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年十二月東京都北区条例第三十四号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(ひとり親)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年十月東京都北区条例第六十三号) 別表第一第二の項 東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年十二月東京都北区条例第三十四号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年十二月東京都北区条例第三十四号)
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。</u> 2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	(目的) 第一条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、もつてひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年十二月東京都北区条例第三十四号) 東京都北区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成元年十